主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人土井一夫の上告理由第一点ないし第三点について。

論旨は、いずれも、原審が適法にした証拠の取捨判断及び事実の認定を非難する に帰するものであつて、採用できない。

同第四点について。

<u>弁論の再開を命ずると否とが裁判所の専権事項であることは、既に当裁判所の判</u> 例の存するところであつて、これは、第一審の判決がいわゆる欠席判決である場合 にも結論を異にすべきものではない。原判決に理由不備、審理不尽の違法があると する論旨は、右の理を解しないものであって、採用しえない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	田	正	俊
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	是	堅	磐